

歯科医師と協働した経口維持支援について

平成27年度介護報酬改定「経口維持加算の見直し」

現行のスクリーニング手法別の評価区分を廃止し、多職種による食事の観察（ミールラウンド）やカンファレンス等の取組のプロセス及び咀嚼能力等の口腔機能を踏まえた経口維持のための支援を評価。

経口維持加算(Ⅰ):28単位/日
又は
経口維持加算(Ⅱ):5単位/日

再編・充実

経口維持加算(Ⅰ):400単位/月
※多職種連携、経口維持計画作成
経口維持加算(Ⅱ):100単位/月(新設)
※協力歯科医院との連携



多職種ミールラウンド、食事観察



口腔ケア指導（口腔衛生管理体制加算）



必要に応じて、嚥下外来と協力した口腔機能評価等



質の高い歯科治療の確保



多職種カンファレンス（経口維持計画）